

東京医療保健大学大学院研究科長選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京医療保健大学大学院学則第31条の2に定める研究科長の選考に関し必要な事項を定める。

(選考)

第2条 研究科長候補者の選考は、大学経営会議が行う。

2 理事長は、前項の議に基づき、研究科長を任命する。

(選考の事由)

第3条 研究科長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 研究科長の任期が満了するとき。
- (2) 研究科長が辞任を申し出たとき。
- (3) 研究科長が欠員となったとき。
- (4) 研究科長が解任されたとき。

(研究科長候補者の資格)

第4条 研究科長候補者となることができる者は、当該研究科の教授とする。

(研究科長の任期)

第5条 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(研究科長の解任)

第6条 第3条第4号に規定する研究科長の解任は、研究科長が次のいずれかに該当する場合、理事長は大学経営会議の議を経て研究科長を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反がある場合、引き続き当該業務を行わせることが適当でないと認めるとき。

(その他)

第7条 この規程に定めるほか、必要な事項については大学経営会議の議を経て定める。

附 則

1. この規程は、平成21年3月18日から施行する。
2. この規程施行日の前日において研究科長である者については、この規程により選考されたものとみなし、任期は平成23年3月31日までとする。